

令和6年度 秋田県健康づくり審議会 がん対策分科会

乳がん部会 議事概要

- 1 日 時 令和7年1月29日（水） 午後5時～午後6時
（オンライン開催）
- 2 委員の出席 出席委員数：9名
欠席委員数：0名
- 3 オブザーバー（検診機関）の出席 3名
- 4 議 事
 - （1）部会長選出
 - （2）報告事項
市町村における乳がん検診実施状況について
 - （3）協議事項
秋田県の精度管理評価指導基準及び改善指導について
 - （4）その他

議 事 概 要

(開会宣言、健康づくり推進課長のあいさつに引き続き、秋田県健康づくり推進条例の規定に基づき議事(1)部会長選出が行われ、島田友幸委員が部会長に選出された。また、部会長は石山公一委員を部会長職務代理者に指名した。)

議事(2) 報告事項 市町村における乳がん検診実施状況について

(資料1に基づき事務局より説明し、委員から質問及び意見等はなかった。)

議事(3) 協議事項 秋田県の精度管理評価指導基準及び改善指導について

○事務局 (資料2に基づき説明)

○部会長 市町村におけるチェックリストの指導対象について、事務局より今年度も昨年度と同様にC以下との提案があったがいかがか。

○工藤委員 資料12ページの間6-1-2について、秋田市が×になっている原因は何か。即答でなくて結構。

○部会長 後程、回答をいただきたい。

○部会長 C以下の市町村は。

○事務局 個別検診において能代市、大仙市、藤里町が該当。

○部会長 一昨年と同じか。

○事務局 一昨年は、能代市、藤里町、八郎潟町であった。

○部会長 大仙市がCになってしまったということか。了解。

○部 会 長 市町村チェックリストはC以下を指導対象とすることによいか。

(異議なし)

○部 会 長 次に市町村の精検受診率の評価について、指導対象を昨年度同様90%未満としてよろしいか。

○部 会 長 昨年度、分母が極端に小さい市町村に関しては指導文書に文言を加えてはどうかという話をさせてもらった。精検受診率において、例えば井川町の場合、要精検者7人のうち1人だけが受診しないというだけで85%になってしまう。ここまで人数が少ないと90%の意味合いがなくなる。分母が大きい市町村、例えば能代市は改善の余地があると思うが、井川町にそこまで要求するのは厳しいと思う。

○事 務 局 基本的には国の指針に基づき指導していくべきと考えるが、伝え方については配慮したい。

○部 会 長 市町村の精検受診率の評価については、90%未満を指導対象とするということによろしいか。

(異議なし)

○部 会 長 検診機関の内、事業団、厚生連のチェックリストの指導対象について、今年度も事務局よりB以下としたいとの提案があったがいかがか。

○部 会 長 指導対象となる施設はどこか。

○事 務 局 昨年度同様、能代厚生医療センター、北秋田市民病院、大曲厚生医療センターである。

○部 会 長 同じ施設ということであれば、改善していただくように若干強めな口調で指導してもいいのかなと考える。

○事 務 局 状況を確認した上で対応したい。

○部 会 長 検診機関の内、事業団、厚生連のチェックリストにおける指導対象はB以

下ということよろしいか。

(異議なし)

○部 会 長 その他の病院のチェックリストの指導対象について、こちらも事務局より昨年度同様B以下としたいとの提案があったがいかがか。

(異議なし)

○部 会 長 厚生連、事業団の精検受診率の評価について、指導対象を昨年度同様90%未満としてよろしいか。

○部 会 長 能代厚生医療センターと北秋田市民病院が90%を割っているということだが、これは昨年と同じか。

○事 務 局 昨年度は、秋田県総合保健事業団及び能代厚生医療センターが指導対象であった。

○部 会 長 北秋田市民病院が下がり、秋田県総合保健事業団が90%を上回ったという状況とのことだが、こちらも昨年度同様90%未満を指導対象ということよろしいか。

(異議なし)

○部 会 長 その他病院の精検受診率の評価について、こちらも指導対象を昨年度同様90%未満としてよろしいか。

○部 会 長 かなり低い病院がある。藤原記念病院に関しては母数が小さいが、JCH
O秋田病院では、かなりの人数が受診しているが62%であり、これは問題かなと思う。
では、指導対象としては90%未満としてよろしいか。

(異議なし)

○部 会 長 最後に評価結果の通知及び公表についてと令和7年度の調査について、こちらも例年どおりの実施内容としてよろしいか。

○石山委員 検診機関用チェックリスト２（７）日本乳がん検診精度管理中央機構による撮影マンモグラフィ装置の評価を受けたかという評価項目について、いつ更新をしたかという具体的な数字も調べていただきたい。

○事務局 資料２の１９ページの様式により各機関から報告をいただいている。

○石山委員 その結果について、公表はないのか。

○事務局 公表はしていない。

○石山委員 委員として把握した方がいいと思うので共有をお願いしたい。

○事務局 後日、参考として委員の皆様に共有させていただく。

○部会長 公表していないというのは、国の指針等で求められていないからか。

○事務局 そのとおり。

○石山委員 装置は経年劣化すると、画質が低下していくので、あまりにひどい施設は指導していただけるといいと思う。

○部会長 この項目だけ個別の指導対象にするということだが、それは可能か。指導はあくまでも国の指針に則ったものであり、それにプラスアルファとなる。県としてやることができるか。

○事務局 チェックリストについては全国共通で最低限遵守すべき内容が示されているものであり、国の指針に基づいて評価している。指針に示されている以外の部分について、個別に指導することは指導基準をどうするかという問題もあるが、県の権限でできるのか検討したい。

○部会長 いずれ状況を把握しておくことはいいと思うので、集計があれば教えてほしい。

○事務局 委員の皆様には、後程、集計の結果ということでお伝えする。公表については検討させていただきたい。

○部 会 長 事務局は以上のことを踏まえて、文書での指導や調査結果の公表などを行っていただきたい。

(異議なし)

議事(4) その他

○伊藤良正委員 昨年10月、県医師会の乳がん検診中央委員会において、秋田県総合保健事業団から提出された資料に30歳から39歳のマンモグラフィの受診者が含まれていた。国では40歳以上にマンモグラフィを推奨しており、30歳代にマンモグラフィを行うことは、有益なことよりも有害なことの方が多いということもある。委員からは市町村に対して適切に指導していく必要があるのではないかという意見があったことから当会で検討していただきたい。

○寺田委員 30歳代にはやはりマンモグラフィはいろいろな理由から勧められないと思うが、30歳代がマンモグラフィを受けられている背景も知りたいと思う。その上で検討していただけたらと思う。

○部 会 長 具体的な市町村や人数は分かっているか。

○伊藤良正委員 事業団の資料では市町村は分からなかったが、30歳から39歳の受診者数が約300人、全体が1万3,000人であったので2%程度である。

○部 会 長 この部会はいくまでも対策型検診を評価する場であり任意型検診の人間ドックは除きで議論させてもらいたい。市町村から30歳代に受診の案内が届いているということか。

○伊藤良正委員 先程の人数に職域も含まれているのか、教えていただきたい。

○事 業 団 中央委員会で報告した集計には職域は入っておらず、市町村の集計である。

○寺田委員 39歳の方だけではなくて、それより若い方も含まれているのであれば、

対策型検診という観点からは整理が必要だと思う。

○部 会 長 医学的には30歳代に対するマンモグラフィは基本的には推奨しないというか、不利益の方が利益を圧倒的に上回ることが周知の事実であるため、これを対策型検診として推奨するのは基本的には有り得ない選択だと思う。30歳代にマンモグラフィの受診案内をしている市町村があるのであれば、やめるべきだということを言ってもいいと思う。もしかすると市町村が30歳代も受診した方がいいのでやってあげようみたいな感覚で受診案内している可能性が高いのではないか。しかし、それは適切ではないため、少なくとも対策型検診としては40歳以上を対象とするルールは守っていただきたいと指導してもいいと思う。

○工藤委員 賛成である。対策型検診で30歳代がなぜこういうことになったのか。例えば、歴史的な背景が何かあるのかなと、不思議なことだと感じた。そこは少し掘り下げてなぜそうなったのかを教えていただきたいと思います。

○部 会 長 あとそれを言ってしまうと高齢者はどうかという問題もあるが、30歳代のマンモグラフィに関しては、ルールに則った形で行っていただくということをお願いしたい。

○事 務 局 市町村の状況を確認の上、対応したい。

○部 会 長 原則はやらないでくださいというような言い方でいいと思うので、よろしくをお願いしたい。以上で本日の議題は終了とする。

以上